

## 令和3年度岐阜県住宅宿泊事業審議会開催結果

### 1 日時

令和4年1月28日（金） （回答期限）

### 2 場所

書面開催

### 3 委員

青山 節 児	(岐阜県市長会 会長 (中津川市長))
大池 かおり	(平井法律事務所 弁護士)
大野 正 博	(朝日大学法学部 教授)
岡本 真理子	(東海学院大学健康福祉学部 教授)
竹内 治 彦	(岐阜協立大学 学長)
堀 泰 則	(岐阜県商工会議所連合会 高山商工会議所 副会頭)
増田 智 子	(ジェトロ名古屋貿易情報センター 所長)

以上7名 ※50音順

### 4 議 事

- (1) 本県における住宅宿泊事業の現状について
- (2) 住宅宿泊事業に関する市町村の取り組み事例について
- (3) 住宅宿泊事業法の施行後3年目に向けた国の動向等について

### 5 議事要旨

別紙のとおり

## 令和3年度岐阜県住宅宿泊事業審議会・議事要旨

### 1 議 事

#### (1) 本県における住宅宿泊事業の現状について

##### <委員>

- ・コロナ禍で外国人旅行客が激減しているにもかかわらず、宿泊者はある程度保たれていることから、民泊に対する国内の需要はそれなりにあることが確認できた。

##### <委員>

- ・届出受理件数は微増であるものの、新規届出件数は大きく減少し、事業廃止件数も徐々に増え、その理由が COVID-19 感染症であることから、今後のやや心配であるものの、やむを得ないと考えられる。また、適合率等問題がなく、良かったと思われる。

##### <委員>

- ・資料を読むと、許可申請数、宿泊者数、外国籍者数など、明らかにコロナの影響が強く出ているようだ。
- ・GoTo トラベルを民泊でも利用できると聞いたが、本件での利用者数等はどのような状況なのだろうか。

##### 回答

- ・GoTo トラベルの利用者数等につきましては、都道府県別や民泊分の実績値が観光庁から公表されていない状況となっております。

##### <会長>

- ・もっと壊滅的かと思っていたら、ある程度の利用があった。外国人は減っているの  
で、日本人の利用ということだろう。仕切り直しの部分もあるかもしれないが、日  
本人客の観光やビジネス利用、そのための住宅宿泊事業を構築していかないといけ  
ないを考える。

<委員>

- ・インバウンド向けの感があり、宿泊事業の取り組みに現在問題事項が町内から提出されている。コロナ禍で宿泊者が日本人となり、駐車場の設置義務がなく違法駐車クレームとして上がり、また、家主不在の為、ゴミの分別が悪く、問題が発生している。

**回答**

- ・頂いたご意見につきましては、管轄の保健所へ情報提供いたします。

<委員>

- ・新規届出は減っているが、廃止もそれほど多くなく、各事業者が工夫しながら事業を継続していることが伺えた。

## (2) 住宅宿泊事業に関する市町村の取り組み事例について

<委員>

- ・届出施設の多い地域（郡上市、高山市等）は何もしていないのか？特に必要がないという事か？

**回答**

- ・資料は令和2年度以降の新たな取組事例を紹介したものです。高山市では、従前よりガイド等の作成により事業者及び市民に対し適正運営確保のための取組みが行われています。

<委員>

- ・八百津町の取組みは興味深い。

<委員>

- ・このコロナ禍で、市町村もあまり民泊については力を入れる余裕がないのかなという感じがする。
- ・SNSでの発信は、いくつかの市町村がチームを組んで、テーマに沿って点から線、線から面へと発信を拡大していくなどのアイデアがあるといいと思う。
- ・コロナでお客さんが来ないのならば、この際に改築や整備を行った宿泊施設にはいくらかの助成を行うなどしてはどうか。コロナ後を考え、客が来訪したくなる仕組みが必要だ。それは、個々の施設だけではなく、地域全体での発信を今のうちに考えておくべきだと思う。

**回答**

- ・現在、当県では住宅宿泊事業の施設整備に対する助成は実施しておりません。ご提案につきましては、観光担当部局に情報提供いたします。

<会長>

- ・今後に向けては、取組みをされる市町村が増えるといいと思う。

<委員>

- ・市としては、他団体と同様の経済対策を実施しているが、町内会、業界団体等不参加施設があり今後の取組みにも問題あり。

(3) 住宅宿泊事業法の施行後3年目に向けた国の動向等について

<委員>

- ・確かにコロナ禍によって、住宅宿泊事業が本格的に軌道に乗ったとは言えないことから、見直しの検討はもう少し先にならざるを得ないと思う。

<委員>

- ・国および他都道府県の様子を勘案し、必要があれば県条例の検討（改正の有無）も必要であると思われる。

<委員>

- ・海外からの宿泊者が多かったときは、近所への迷惑などを考え、利用期間などもう少し法律で決めておくべきことがあるような気がしていたのだが、今のよう到来日客が少ない状況ではどうしてよいのかわからない。

<委員>

- ・住宅宿泊事業法に関してはオリンピック開催に向けてホテル不足懸念の緊急法であり、従来の旅館業法に準じる法改正が望ましい。